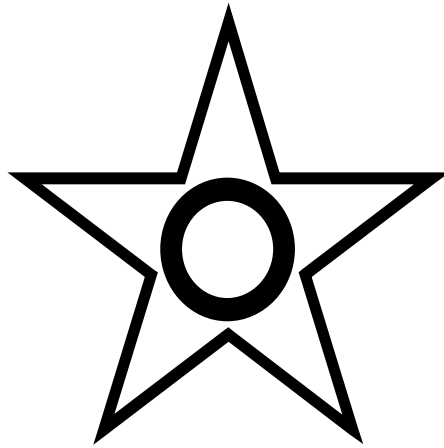


2024 年度

釧路市競争入札参加資格審査申請の手引き

— 建設工事等 —



釧路市

問 合 先

釧路市総務部契約管理課契約担当

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

T E L 0154-31-4508 F A X 0154-25-9505

# 2024 年度

## 建設工事等競争入札参加資格審査申請の受付について

2024年度において、釧路市(阿寒町・音別町行政センター、消防本部、市立病院、上下水道部、教育委員会及び小部局を含む)が発注する工事の請負並びに測量、調査及び設計の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札への参加資格審査申請を次のとおり受け付けます。

### 申請から決定まで

2024年(令和6年)8月1日(木) 受付開始

受  
付  
期  
間

【提出方法】 電子メール(指定する一部の書類は郵送)【2024年(令和6年)8月13日まで必着】

釧路市ホームページよりダウンロードしたExcelファイル「競争入札参加資格申請書類2024」に必要事項を入力し、下記【例】のとおりファイルに名前を付け、メールに添付して下記送付先記載のメールアドレスまで送信してください。

【例】 釧路工業株式会社が提出する場合

Excelファイル名：釧路工業(株)

7ページ 提出書類一覧において、郵送要否欄で「要」と記載されている申請様式は郵送で提出する必要がありますので、下記送付先まで送付してください。

※受理票は発行していません。書類の到着を確認したい場合は、特定記録等の追跡サービスをご利用いただくか、受理票と受理票送付用の返信用封筒をご用意のうえ発送してください。

【送付先】 〒085-8505

釧路市黒金町7丁目5番地 釧路市総務部契約管理課契約担当

[koujisinsei@city.kushiro.lg.jp](mailto:koujisinsei@city.kushiro.lg.jp)

※kushiro.の後は「エルジー」です。

2024年(令和6年)8月13日(火) 受付締切

書類の審査を行います。

2024年(令和6年)9月下旬

釧路市より「競争入札参加資格決定通知書」を送付します。

2024年(令和6年)10月1日

釧路市の建設工事等競争入札参加資格者として登録されます。

2025年(令和7年)3月31日

# 1 競争入札参加資格要件

## 1 建設工事（土木、建築、舗装、電気、管設備、水道設備、機械設備、塗装、造園）

### (1) 共通事項

審査基準日<sup>※注1</sup>において、次のアからサまでのすべてを満たしていること。

ア 釧路市から課税されている全税目について、未納がないこと。

イ 釧路市から課税されている市道民税の特別徴収について、実施していること。 ※注2

ウ 消費税及び地方消費税について、未納がないこと。

エ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第6条に該当する場合、厚生年金保険に加入していること。

オ 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条に該当する場合、健康保険に加入していること。

カ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条に該当する場合、雇用保険に加入していること。

キ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(第167条の11第1項で準用する場合を含む。)に規定する者でないこと。なお、同条中「当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

(ア) 成年被後見人 競争入札に参加することができない。

(イ) 被保佐人・被補助人 原則、競争入札に参加することができない。ただし、特殊な技能をもって営業ができる場合等には参加することができる。

(ウ) 未成年者 営業許可を有しない未成年者(婚姻者を除く)は競争入札に参加することができない。

ク 釧路市暴力団排除条例(平成24年条例第33号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者該当しない者であること。

ケ 登録申請する工事種別に関する建設業法(昭和24年法律第100号。以下「業法」という)に基づく許可を受けてから、審査基準日以前に2年以上当該工事種別を営んでいること。

コ 業法に定める客観的事項についての審査を受け、経営規模等評価結果及び総合評定値が通知されていること。

サ 総合評定値通知書に、登録申請する工事種別に関する完成工事高があること。

### (2) 水道設備

釧路市指定給水装置工事事業者の指定を受けていること。

## 2 設計業務等（土木設計、造園設計、建築設計、設備設計、補償コンサル、その他設計、測量、地質調査、その他調査）

### (1) 共通事項

審査基準日<sup>※注1</sup>において、次のアからキまでのすべてを満たしていること。

- ア 釧路市から課税されている全税目について、未納がないこと。
- イ 釧路市から課税されている市道民税の特別徴収について、実施していること。<sup>※注2</sup>
- ウ 消費税及び地方消費税について、未納がないこと。
- エ 厚生年金保険法第6条に該当する場合、厚生年金保険に加入していること。
- オ 地方自治法施行令第167条の4第1項(第167条の11第1項で準用する場合を含む。)に規定する者でないこと。なお、同条中「当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。
  - (ア) 成年被後見人 競争入札に参加することができない。
  - (イ) 被保佐人・被補助人 原則、競争入札に参加することができない。ただし、特殊な技能をもって営業ができる場合等には参加することができる。
  - (ウ) 未成年者 営業許可を有しない未成年者(婚姻者を除く)は競争入札に参加することができない。
- カ 釧路市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しない者であること。
- キ 審査基準日より前1年間に、登録申請する業務種別の事業高(営業実績)があること。

### (2) 土木設計、造園設計

建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)による登録を受けてから、審査基準日以前に1年以上当該事業を営んでいること。

### (3) 建築設計

建築士法(昭和25年法律第202号)による建築士事務所の登録を受けてから、審査基準日以前に1年以上当該事業を営んでいること。

### (4) 補償コンサル

補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)による登録を受けてから、審査基準日以前に1年以上当該事業を営んでいること。

### (5) 測量

測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けてから、審査基準日以前に1年以上当該事業を営んでいること。

### (6) 地質調査

地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)による登録を受けてから、審査基準日以前に1年以上当該事業を営んでいること。

**※注1** 本申請における審査基準日は2024年(令和6年)8月1日です。

**※注2** 従業員数が3人以上(役員は含めるが、パート・アルバイトなど非正規職員・従業員、季節従業員などは除く)であり、かつ釧路市に住民登録がある職員・従業員が1人以上いる事業所(法人・個人)については、釧路市から課税されている市道民税の特別徴収を実施していない場合、競争入札参加資格審査申請ができません。

## 2 資格の取り消し

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当した時は、その資格を取り消すものとします。

- (1) 1の競争入札参加資格要件の1の(1)キ又はク若しくは2の(1)オ又はカに該当することが判明したとき
- (2) 虚偽の申請等があったと認められたとき
- (3) 入札参加資格を辞退する旨の届出が提出されたとき
- (4) その他、競争入札参加資格要件に定める要件の一を欠くに至ったとき

## 3 登録内容の変更について

- (1) 登録内容に変更があったときは、速やかに競争入札参加資格登録事項変更届及び必要な添付書類を提出してください。様式は釧路市ホームページをご確認ください。
- (2) 申請時に提出した許可、免許、登録等に変更や更新があった場合には、速やかに更新後の許可等の写しを提出してください。

## 4 その他注意すべき事項

- (1) 申請様式は、釧路市の様式を使用してください。  
※北海道公契連モデル(市町村統一様式)ではありません。
- (2) 申請様式の提出方法は、電子メール(指定する一部の書類は郵送)による提出となります。郵送が必要となる申請様式については、7ページ 提出書類一覧において、指定していますので、ご確認ください。(提出用メールアドレス：[koujisinsei@city.kushiro.lg.jp](mailto:koujisinsei@city.kushiro.lg.jp))  
メール提出時の送信アドレスは、申請書記載のメールアドレス以外(行政書士法人等)からの送信でも問題ありません。
- (3) 釧路市では受理票を発行していません。申請書の受理を確認したい方は、特定記録等の追跡サービスをご利用のうえ発送いただくか、受理票と受理票送付用の返信用封筒をご用意していただき、提出してください。
- (4) 釧路市では「物品購入等」と「建設工事等」の競争入札参加資格申請があるため、どちらも登録を希望される方は、それぞれ申請してください。
- (5) 建設工事については、公共工事を受注するために有効な「経営事項審査の総合評価値通知書」が必要であるため、更新があった場合には新しい「経営事項審査の総合評価値通知書」の写しを速やかに提出してください。

## 釧路市申請工事種別と許可業種(建設工事等)

工事種別	主 な 工 事 内 容	建設業許可業種
土 木	<b>1</b> 道路工事 <b>2</b> 橋梁(鋼橋)工事 <b>3</b> 橋梁(コンクリート橋)工事 <b>4</b> 鋼構造物工事(橋梁を除く。) <b>5</b> コンクリート鋼構造物工事 <b>6</b> トンネル工事 <b>7</b> 外構工事 <b>8</b> 基盤造成工事(宅地、グラウンド、盛土) <b>9</b> 下水道工事(開削、推進、汚水榭等) <b>10</b> 河川・海岸工事 <b>11</b> 岸壁工事(防波堤工事を含む。) <b>12</b> しゅんせつ工事 <b>13</b> 道路付帯工事(防護柵、標識設置) <b>14</b> 解体工事 <b>15</b> その他	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 鋼構造物工事業 しゅんせつ工事業 解体工事業
建 築	<b>1</b> 木造建築工事 <b>2</b> 鉄骨建築工事 <b>3</b> 屋根工事 <b>4</b> 鉄筋コンクリート等建築工事(コンクリートブロック建築工事、RC造建築工事、SRC造建築工事、PC造建築工事) <b>5</b> 建具工事 <b>6</b> 畳工事 <b>7</b> 防水工事 <b>8</b> 解体工事 <b>9</b> その他	建築工事業 大工工事業 左官工事業 とび・土工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 防水工事業 内装仕上工事業 建具工事業 解体工事業
舗 装	<b>1</b> 舗装工事 <b>2</b> その他	舗装工事業
電 気	<b>1</b> 自家発電・蓄電設備工事 <b>2</b> 受変電設備工事 <b>3</b> プラント電気設備工事 <b>4</b> 屋内電気設備工事 <b>5</b> 屋外照明設備工事 <b>6</b> ロードヒーティング設備工事 <b>7</b> 電気通信工事 <b>8</b> その他	電気工事業 電気通信工事業 消防施設工事業
管 設 備	<b>1</b> 空調・衛生設備工事 <b>2</b> ガス設備工事 <b>3</b> 防災設備工事 <b>4</b> 浄化槽工事 <b>5</b> さく井工事 <b>6</b> 配管工事 <b>7</b> その他	管工事業 熱絶縁工事業 さく井工事業 水道施設工事業
水道設備※2	<b>1</b> 配水管布設工事 <b>2</b> 消火栓設置工事 <b>3</b> その他	水道施設工事業
機 械 設 備	<b>1</b> 昇降機設備工事 <b>2</b> プラント機械設備工事(下水処理機械設備工事、ごみ処理等機械設備工事、リサイクル処理機械設備工事、浄水施設工事) <b>3</b> その他	機械器具設置工事業 清掃施設工事業
塗 装	<b>1</b> 建築物等塗装工事 <b>2</b> 鋼構造物塗装工事 <b>3</b> 路面標示工事 <b>4</b> その他	塗装工事業
造 園	<b>1</b> 緑化工事 <b>2</b> 公園造成工事 <b>3</b> その他	造園工事業

※1.「水道設備」の登録を希望する場合は、別途「釧路市指定給水装置工事事業者」の指定を受けていなければいけません。当該事業者の指定については、釧路市上下水道部総務課(電話0154-43-2164)へお問い合わせください。  
 なお、水道施設工事業の建設業許可を有し、当該事業者の指定を受けていない場合、「水道設備」には登録できませんが「管設備」に登録することができます。

※2. 工事種別については、設計業務等を含めて5つ(設計業務等の業務種別の内訳は、工事種別数に含みません)まで申請できます。

## 釧路市申請業務種別と登録等(設計業務等)

業務種別		必要な登録等
設 計	土木設計	建設コンサルタント登録規程による登録を受けていること。
	造園設計	建設コンサルタント登録規程による登録を受けていること。
	建築設計	建築士法による建築士事務所の登録を受けていること。
	設備設計	審査基準日より前1年間における事業高(営業実績)があること。
	補償コンサル	補償コンサルタント登録規程による登録を受けていること。
	その他設計	上記以外の設計で、審査基準日より前1年間における事業高(営業実績)があること。
測 量		測量法による測量業者の登録を受けていること。
調 査	地質調査	地質調査業者登録規程による登録を受けていること。
	その他調査	地下埋設物調査、漏水調査、水質・大気汚染等環境調査、物流調査、その他の調査で、審査基準日より前1年間における事業高(営業実績)があること。

※3. 業務種別については、建設工事を含めて5つ(設計業務等の業務種別の内訳は、工事種別数に含まれません)まで申請できます。

## 提出書類一覧

釧路市では、北海道公契連モデル（市町村統一様式）と異なる独自の様式を定めており、この専用様式以外の申請は受け付けません。また、提出方法については電子メール（指定する一部の書類は郵送）としております。

・◎→必ず提出 ○→該当する場合に提出

※印がついている書類等は、「建設工事」、「設計業務等」の両方に申請する場合、1部のみ提出

・郵送要否欄に「要」と記載のある書類は、郵送で提出

種類	書類の記載方法等	建設 工事	設計 業務等	郵送 要否
クリアファイル (A4サイズ)	・申請書類を以下の順番に並べ、クリアファイルにはさんで提出してください。			要
1 釧路市建設工事等 入札参加資格審査申請確認票 (様式1)	・記載例を参照してください。	◎※	◎※	要
2 釧路市建設工事等 入札参加資格審査申請書 (様式2) ※ 2枚1組	・記載例を参照してください。	◎	◎	—
3 釧路市入札参加者 登録入力票(建設工事) (様式3-1)	・記載例を参照してください。	◎	—	—
4 釧路市入札参加者 登録入力票(設計業務等) (様式3-2)	・記載例を参照してください。	—	◎	—
5 建設工事実績調査票 (様式4)	・記載例を参照してください。	◎	—	—
6 設計業務等実績調査票 (様式5)	・記載例を参照してください。	—	◎	—
7 除雪業務受託状況申告書 (様式6)	・釧路市から除雪業務を受託している場合に提出してください。 ※ 記載例あり	○	—	—
8 夜間休日修繕等当番業務 受託状況申告書 (様式7)	・釧路市の夜間休日修繕等当番業務を2年以上継続して実施している場合に提出してください。 ※ 記載例あり	○	—	—
9 地域貢献 ボランティア活動申告書 (様式8)	・過去2年間に釧路市内で実施したボランティア活動がある場合に提出してください。 ※ 記載例あり	○	—	—



種類	書類の記載方法等	建設 工事	設計 業務等	郵送 要否
10	<p>釧路市消防団員 雇用状況調書 (様式9)</p> <p>・釧路市消防団の団員に任用されている者を雇用している場合に提出してください。 ※ 記載例あり</p>	○	-	-
11	<p>若年者雇用状況調書 (様式10)</p> <p>・1989年(平成元年)8月1日以降生まれ(35歳未満)の職員で、2019年(平成31年)8月1日以前(5年以上)に雇用を開始した職員を記載してください。なお、職種(事務・技術職等)は問いません。 ※ 記載例あり</p>	○	-	-
	<p>・雇用の開始日及び雇用を継続していることが確認できる書類を、<u>(1) 若しくは(2) のどちらかの方法で提出してください。</u></p> <p>(1) 下記Aの①～③いずれか1種類とBの①～④いずれか1種類の合計2種類の書類を提出する方法 【A 雇用の開始日を確認できる書類】 ①日本年金機構の各年金事務所で発行する「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し(資格取得時(雇用開始時)に発行されているもの) ②健康保険証の写し ③雇用保険被保険者資格取得等通知書の写し 【B 雇用を継続していることを確認できる書類】 ①日本年金機構の各年金事務所から毎年通知される「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し ②直近の賃金台帳の写し ③出勤簿の写し ④源泉徴収簿の写し</p> <p>(2) 下記①を提出する方法 ①日本年金機構の各年金事務所で発行する「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し(2024年(令和6年)5月1日以降に発行のもの)</p>			要

種類	書類の記載方法等	建設 工事	設計 業務等	郵送 要否
女性技術者・技能者 雇用状況調書 (様式11)	<p>・2023(令和5年)8月1日以前から雇用している女性職員で、建設業法第7条第2号に規定する要件を満たしている職員を記載してください。</p> <p>※ 記載例あり</p>			—
12 女性技術者・技能者 雇用状況調書 【添付書類】	<p>1. 記載する女性技術者・技能者が取得している資格の内容が分かる書類（技術者証、合格証明書、合格証書等）の写しを添付してください。建設業法第7条第2号イ及びロによる実務経験による場合は、表中備考欄に必要事項を記載してください。</p> <p>2. 雇用の開始日及び雇用を継続していることが確認できる書類を(1)若しくは(2)のどちらかの方法で提出してください。</p> <p>(1) 下記Aの①～③いずれか1種類とBの①～④いずれか1種類の合計2種類の書類を提出する方法</p> <p>【A 雇用の開始日を確認できる書類】</p> <p>①日本年金機構の各年金事務所で発行する「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し（資格取得時（雇用開始時）に発行されているもの）</p> <p>②健康保険証の写し</p> <p>③雇用保険被保険者資格取得等通知書の写し</p> <p>【B 雇用を継続していることを確認できる書類】</p> <p>①日本年金機構の各年金事務所から毎年通知される「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し</p> <p>②直近の賃金台帳の写し</p> <p>③出勤簿の写し</p> <p>④源泉徴収簿の写し</p> <p>(2) 下記①を提出する方法</p> <p>①日本年金機構の各年金事務所で発行する「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し（2024年(令和6年)5月1日以降に発行のもの）</p>	○	—	要

種類	書類の記載方法等	建設 工事	設計 業務等	郵送 要否
13	<p>障がい者雇用に係る報告書 (様式12)</p> <p>・報告義務がない場合で障がい者を雇用している場合は、「障がい者雇用に係る報告書」を提出してください。</p> <p>※ 記載例あり</p> <p>※ 障がい者雇用に係る報告書の項目説明を参考にしてください。</p>	○	—	—
14	<p>障害者雇用状況(等)報告書</p> <p>・雇用する常用労働者数が40人以上の事業主は、障がい者の雇用状況を公共職業安定所に報告する義務があります。報告義務がある場合は、公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」(写し)又は独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に提出した「障害者雇用状況等報告書」(写し)を提出してください。</p>	○	—	要
15	<p>協力雇用主及び雇用に関する 証明書 (様式 13)</p> <p>・釧路保護観察所の区域内において、法務省の協力雇用主制度に登録している場合に提出してください。</p> <p>・釧路保護観察所に証明を受けてから提出してください。証明を受けるに当たり、この書類のほか現に雇用を証明する書類(健康保険証、出勤簿、源泉徴収簿等)を合わせて釧路保護観察所へ提出してください。</p> <p>・釧路保護観察所へ証明書を郵送する場合は、必ず返信用封筒を同封してください。</p> <p>※ 記載例あり</p>	○	—	要
16	<p>災害協定書</p> <p>・釧路市長又は釧路市公営企業管理者と災害協定を締結している場合に提出してください。</p> <p>・加盟している団体等が災害協定を締結している場合も対象となります。この場合、協定書の写しのほか、団体に加入していることが分かる書類(団体等の名簿の写し等)も提出してください。</p>	○ (写し)	—	要

種類	書類の記載方法等	建設 工事	設計 業務等	郵送 要否
17 印鑑届出書 (様式14)	<p>・押印する印鑑は、役職名の入った印鑑※<sup>1</sup>又は代表者（受任者）の個人名が入った印鑑※<sup>2</sup>としてください。会社名のみが入った印鑑（役職名の入っていないもの）※<sup>3</sup>は使用できません。また、役職名に相違のあるものは使用できません。</p> <p><b>【使用可能な印鑑例】</b></p> <p>※1 </p> <p>※2 </p> <p><b>【使用できない印鑑例】</b></p> <p>※3 </p>	◎※	◎※	要
18 登録期間委任状 (様式15)	<p>・本社から他に所在する支店等に年間委任して登録する場合に提出してください。</p> <p>・支店等に委任する場合は、委任先の建設業許可等が必要となります。</p> <p>※ 記載例あり</p>	○※	○※	要
19 暴力団排除に関する誓約書 (様式16)	<p>・本社の代表者名で記載してください。</p> <p>※ 記載例あり</p>	◎	◎	—
20 資本関係・人的関係に関する調書 (様式17)	<p>・資本関係または人的関係のある者について、様式内の記載要領をご確認の上、記載してください。</p> <p>※記載例あり</p> <p>※釧路市ホームページ掲載の「特定関係にある資格者同士の入札参加の取扱いについて」及び「特定関係にある資格者同士の入札参加に関するQ&amp;A」についても参考としてください。</p>	◎	◎	—

種類	書類の記載方法等	建設 工事	設計 業務等	郵送 要否
21 現在事項全部証明書（商業登記簿謄本）又は身分証明書	<p>(法人の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法務局で発行される「現在事項全部証明書」（履歴事項全部証明書も可）を提出してください。</li> </ul> <p><b>※ 申請日の前3か月以内のものを提出してください。</b></p> <p>(個人の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本籍地のある市町村で発行される「身分証明書」を提出して下さい。</li> </ul> <p><b>※ 申請日の前3か月以内のものを提出してください</b></p>	◎※ (写し)	◎※ (写し)	要
22 消費税納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>本店所在地の税務署で発行される『消費税及び地方消費税に係る納税証明書(その3)「未納の税額がないこと」』（その3の2又はその3の3も可）を提出してください。</li> <li>交付請求手続きに関しては、国税庁ホームページ「<a href="#">納税証明書の交付請求手続</a>」または「<a href="#">e-Tax 納税証明書の交付請求について</a>」をご覧ください。</li> </ul> <p><b>※ 電子納税証明書（電子ファイル）の提出は不可です。</b></p> <p><b>※ 申請日の前3か月以内のものを提出してください。</b></p>	◎※ (写し)	◎※ (写し)	要

種類	書類の記載方法等	建設 工事	設計 業務等	郵送 要否
23 釧路市税完納証明書 (※納税証明書は不可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 釧路市に納税義務がある場合のみ提出してください。</li> <li>・ 市民税課で証明申請手続が必要です。その際、使用目的は「入札参加資格審査申請」としてください。</li> </ul> <p>※ 2024年(令和6年)7月18日以降に発行のものを提出してください。(8月1日以降はすぐに取得できない場合がありますので7月31日までに取得していただくことを推奨いたします。)</p> <p>※ 証明申請時の直近に納めた市税がある場合は、証明書発行窓口で納入確認が必要なため、発行窓口で領収書(写し可)を持参してください。</p> <p>※ 釧路市内に事業所や事務所を有する法人で、法人市民税のほか、固定資産税や軽自動車税などが課税されている場合は釧路市税完納証明書の提出が必要です。</p> <p>また、釧路市内に事業所等がない場合でも釧路市民である社員に対して特別徴収を行っている場合も必要です。</p> <p>※ 釧路市税完納証明書の申請についての詳細は釧路市ホームページ「<a href="#">完納証明書(滞納なし証明書)</a>」をご覧ください。</p> <p>☎市民税課 Tel. 0154-31-4513</p>	○※ (写し)	○※ (写し)	要
24 厚生年金保険の加入を 証明できる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直近の厚生年金保険の加入を証明できる書類(納入告知額・領収済額通知書、納入告知書等)を提出(1か月分)してください。</li> </ul> <p>※ 設計業務等と合わせて建設工事の申請をする場合は、提出不要です(総合評定値通知書で確認します)。</p>	—	◎ (写し)	要

種類	書類の記載方法等	建設 工事	設計 業務等	郵送 要否																																							
<p>市道民税特別徴収税額の決定通知書(釧路市発行)</p>	<p>・2024年(令和6年)4月1日において、従業員数が3人以上(役員は含めるが、パート・アルバイトなど非正規職員・従業員・季節従業員などは除く)であり、かつ釧路市に住民登録がある職員・従業員が1人以上いる事業所(法人・個人)については、①「<u>特別徴収であることが分かる直近の領収書</u>」(釧路市分)の写しを提出してください。</p> <p>・①を提出できない場合は、②「<u>市道民税特別徴収税額の決定通知書</u>」(釧路市発行)の写しを提出してください。</p> <p>なお、②を提出する場合、<u>個人情報を含まないよう点線部分のみにして提出してください。(下記参考にしてください。)</u></p> <div data-bbox="204 831 1129 1173" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">給与所得等に係る市民税・道民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (特別徴収義務者用) <span style="float: right;">釧路市</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">特別徴収税額</th> <th colspan="2">課税人員</th> <th colspan="2">非課税人員</th> </tr> <tr> <th>人数</th> <th>納付額</th> <th>人数</th> <th>納付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7月分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8月分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9月分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10月分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11月分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>様 (備考)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)第1項並びに市税条例第45条の規定によって、年度給与所得に係る市民税及び道民税の特別徴収税額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> </div>	特別徴収税額	課税人員		非課税人員		人数	納付額	人数	納付額	7月分					8月分					9月分					10月分					11月分					様 (備考)					<p>○※ (写し)</p>	<p>○※ (写し)</p>	<p>要</p>
特別徴収税額	課税人員		非課税人員																																								
	人数	納付額	人数	納付額																																							
7月分																																											
8月分																																											
9月分																																											
10月分																																											
11月分																																											
様 (備考)																																											
<p>26 総合評定値通知書</p>	<p>※上記のようにして提出できない場合は、<u>個人情報(氏名・マイナンバー等)を黒いペンで塗りつぶして見えないようにして提出してください。</u></p> <p>※複数枚にわたる場合は、<u>1枚目のみ提出してください。</u></p> <p>・特別徴収への切り替え手続きの直後で、納付実績がなく領収書の提出ができない場合や、決定通知書が未受領などの場合は、「特別徴収への切替届出書」の写しを提出してください。</p> <p>☎市民税課 TEL 0154-31-4515</p>	<p>◎ (写し)</p>	<p>—</p>	<p>要</p>																																							

種類	書類の記載方法等	建設 工事	設計 業務等	郵送 要否	
27	建設業許可通知書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去2年間の登録確認が必要なため2022年（令和4年）8月1日以前に通知を受けた建設業許可通知書を提出してください。</li> <li>※ <a href="#">国土交通省ホームページ「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」</a>により検索し、PDFデータの建設業者の詳細情報を印刷したものの提出でも可とします。</li> <li>・ <b><u>2022年（令和4年）8月1日より後に建設業許可の更新を行った場合は、更新前・更新後両方の建設業許可通知書を提出してください。</u></b></li> <li>・ 更新手続中の場合は、建設業許可申請書の写し（受付印があるもの）を提出し、更新手続が終了後、速やかに建設業許可通知書を提出してください。</li> <li>・ <b><u>支店等に委任する場合は、委任先の建設業許可が必要となりますので、委任先の建設業許可の内容がわかる書類（建設業許可申請書別表又は別紙等）を提出してください。</u></b></li> </ul>	◎ (写し)	—	要
28	釧路市指定給水装置 工事事業者証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道設備の登録を申請する場合のみ提出してください。</li> </ul>	○ (写し)	—	要
29	労働安全衛生マネジメントシステム、エコアクション21、北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働安全衛生マネジメントシステム、エコアクション21、北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)を取得している場合は、登録証等の写しを提出してください。</li> </ul>	○ (写し)	—	要
30	就業規則等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式2-2に記載の育児休業制度等がある場合は、就業規則等を提出してください。また、<u>提出する際は該当する箇所が確認できるよう印をつけてください。</u></li> </ul>	○ (写し)	—	要



種類	書類の記載方法等	建設 工事	設計 業務等	郵送 要否
31 規程等による登録に関する 通知書又は証明書	<p>・過去1年間の登録確認が必要なため、次の業務種別を申請する場合は、2023年（令和5年）8月1日以前の規程等による登録に関する通知書又は証明書を提出してください。</p> <p>&lt;対象となる業務種別&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土木設計 ・測量</li> <li>・建築設計 ・地質調査</li> <li>・造園設計 ・補償コンサル</li> </ul> <p>・<u>2023年（令和5年）8月1日より後に登録の更新を行った場合は、更新前・更新後両方の規程等による登録に関する通知書又は証明書を提出してください。</u></p> <p>※ 該当する規程等は「釧路市申請業務種別と登録等（設計業務等）」を参照してください。</p> <p>・建築設計を申請し、<u>支店等に委任する場合は、本社の証明書及び委任する支店等の証明書を提出してください。建築士事務所登録申請書を提出する際には、登録事務所が確認できる同申請書第五書式も必要です。</u></p> <p>・更新手続中の場合は、登録申請書の写し（受付印があるもの）を提出し、更新手続が終了後、規程等による登録に関する通知書又は証明書を提出してください。</p>	—	○ (写し)	要
32 現況報告書等	<p>・次の業務種別を申請する場合で、<u>支店等に委任する場合は、各規程等に定められている現況報告書を提出してください。</u>なお、測量の場合は、測量業者登録（更新）申請書別紙を提出してください。</p> <p>&lt;対象となる業務種別&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土木設計 ・地質調査</li> <li>・造園設計 ・補償コンサル</li> <li>・測量</li> </ul> <p>※ 該当する規程等は「釧路市申請業務種別と登録（設計業務等）」を参照してください。</p>	—	○ (写し)	要

種類	書類の記載方法等	建設 工事	設計 業務等	郵送 要否
33 財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直前決算1か年分とします。</li> <li>・決算書のうち貸借対照表、損益計算書の部分を提出してください。</li> </ul>	—	◎ (写し)	要
34 官公需適格組合証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官公需適格組合の場合のみ提出してください。</li> </ul>	○※ (写し)	○※ (写し)	要
35 資格決定通知書返信用封筒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定形長型3号(120mm×235mm)程度の封筒。</li> <li>・84円切手貼付のこと。</li> <li>・返信先を明記のこと。</li> </ul> <p>※ 切手、返信先記入漏れの場合は送付できません。</p> <p>※ 返送先は本社、受任者先になります。行政書士法人等には送付できません。</p>	◎※	◎※	要

※ 現在事項全部証明書、消費税納税証明書は、**申請日前3か月以内のもの**を有効とします。

※ 資格決定通知書は、**2024年(令和6年)9月下旬**に送付します。

### 【その他、よくある問合せ等】

#### 1 申請工事種別について

- (1) 申請工事種別は、設計業務等を含めて5種別(設計業務等の業務種別の内訳は、工事種別数に含みません)まで申請が可能です。
- (2) 「水道設備」の登録を希望する場合は、別途「釧路市指定給水装置工事事業者」の指定を受けていなければいけませんが、当該事業者の指定を受けていなくても、「管設備」には登録することができます。

#### 2 釧路市税完納証明書について

- (1) 種類を問わず、釧路市に対して1税目でも納入義務がある場合には、釧路市税完納証明書の添付が必要です。
- (2) 本社が釧路市外の場合でも、釧路市内に事業所や事務所を有する法人で、法人市民税のほか、固定資産税や軽自動車税が課税されている場合は釧路市税完納証明書の提出が必要です。また、釧路市内に事業所等がない場合でも釧路市民である社員が在籍し、特別徴収を行っている場合も必要です。

#### 3 添付書類について

- (1) 厚生年金保険の加入を証明できる書類(設計業務等のみ提出必要)  
基準日以前に加入しているかを確認するため、2024年(令和6年)8月1日以前の直近の納入告知額・領収済額通知書、納入告知書等(年金事務所から送付される領収書や納付書)を提出してください。
- (2) 厚生年金・雇用保険・健康保険の加入については総合評定値通知書で確認をしますが、「除外」となっている場合でも申請に問題はありません。(建設工事等)

(3) 建設業許可通知書（建設工事）

過去2年間以上当該工事種別を営んでいることが参加資格要件であり、2022年（令和4年）8月1日以前から許可を受けているかを確認するため、許可の有効期間の開始日が2022年（令和4年）8月1日以降である場合、更新前の許可通知書も必ず必要です。例年、更新前の許可書の提出を忘れるケースが多く見られますので、お忘れないうようお願いします。

(4) 規程等による登録に関する通知書（設計業務等）

過去1年間以上当該事業を営んでいることが参加資格要件であり、2023年（令和5年）8月1日から許可を受けているかを確認するため、登録年月日（登録の有効期間）が2023年（令和5年）8月1日以降である場合、更新前の許可書も必ず必要です。例年、更新前の許可書の提出を忘れるケースが多く見られますので、お忘れないうお願いします。